



特集

診療報酬改定の論点になるか?

# 「病診格差」是正へのシナリオ

現場を無視した診療報酬格差  
紹介先診療所から患者が病院へ逆流

医療法人政玉会政河中央病院  
(山口県玖珂町、148床)

医療從事者でも説明不能の「なぜ」  
わからぬまま支払われる患者

「日本の医療制度は、今や一物二価  
どころか、六価にも十二価にもなる  
ことがある制度になってしまった。どう  
うしてこのような事態が起ころのか  
……。患者本位が叫ばれるなかで、私  
たち現場の医療從事者がはつきり説

## ルポ2

### 現場を無視した診療報酬格差 紹介先診療所から患者が病院へ逆流

明できないものを情報公開しようと  
わざわざ、医療不信の種になるので  
はと憂えています

「日本の医療制度は、今や一物二価  
どころか、六価にも十二価にもなる  
ことがある制度になってしまった。どう  
うしてこのような事態が起ころのか  
……。患者本位が叫ばれるなかで、私  
たち現場の医療從事者がはつきり説

明できないものを情報公開しようと  
わざわざ、医療不信の種になるので  
はと憂えています

診療所と病院の外来医療費の“格  
差”に対し危惧をあらわにするのは、  
医療法人政玉会の吉岡春紀理事長だ。  
同法人が運営する玖珂中央病院は、  
山口県東部・岩国市に近接する人口約  
一人の玖珂町に、地元からの要請に

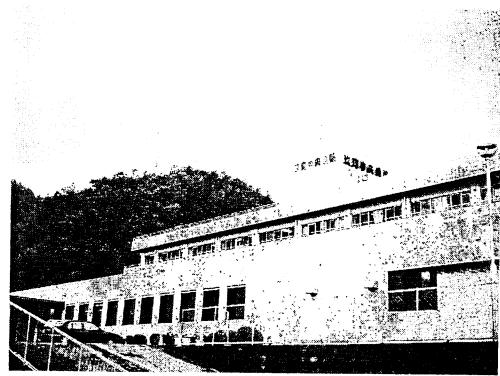
応える形で、1982年に開設。一般  
病床31床、療養型病床117床の合計  
148床からなる典型的な地域密着型  
の病院だ。この地域医療の実践する立  
場から見えてくる医療制度の問題点な  
どについて、吉岡理事長は積極的に自  
院のホームページなどを通じて訴え続  
けている。

「もちろん、医療費の決定においては  
明を現場にすべて任せきりになつてい  
るのか、やはり違和感があります」

政策誘導的な目的を持つものが多分  
にあることは承知しています。しかし  
たとえば、診療所を受診する患者さ  
んから『大学病院と同じ検査しか受け  
ていらないのに、なぜ診療所は大学病院  
より医療費が高いのですか?』と言わ  
れた場合、返答に窮してしまうのでは  
ないでしょうか。せいぜい『医療制度が  
そうなつてしているので仕方がありませ  
ん。ご理解ください』と答えるのが精  
一杯。患者は渋々支払うというパターン  
です。しかし、考えてみると医療費  
は一種の公定價格です。なぜこの説

流出

# 病診格差で医療最前線に『異常アリ』～病院・有床診療所からの現場報告～



地域密着型の玖珂中央病院。  
説明できないもどかしさのなかで経営が続く

このような現場での混乱ぶりについて、吉岡理事長は直接、患者から疑問を投げかけられることもあるれば、診療所を開業する医師からも、悩みとして聞くことがあるという。患者のなかには負担金額の差が大きいために、せっかく大病院から診療所に紹介されても、少々の待ち時間などの不自由を承知で、再び大病院に戻っていく事態も起つているという。

## 6通りもある複雑な外来医療費 病診格差は最大3・4倍も

表 診療所と病院の外来医療費(糖尿病で再診の場合、投薬は省略)

診療項目	診療所		病院		
	一般	生活習慣	100床未満	100~200床	200床以上
再診料	73	73	58	58	-
外来管理加算	52	52	52	52	0
継続管理加算	5	5	5	5	0
外来診療料	-	-	-	-	72
生活習慣病指導管理料		1200			
尿一般検査	28		28	28	包括
血糖検査	12		12	12	12
採血料	12		12	12	12
生化学的検査(I)判断料	155		155	155	155
HbA1c検査	60		60	60	包括
血液学的検査判断料	135		135	135	135
特定疾患療養指導料	225		147	87	0
合計	757	1330	664	604	386

※病院でも200床以下は生活習慣病指導管理料が適応される

では実際にどの程度の差が生じているのだろうか。吉岡理事長は次のように事例を挙げて解説する。

糖尿病の再診における医療費(月1回再診、診察と検査は検尿・血糖・H

b A1cを検査。投薬は除く)の場合、診療所と病院で比較すると、診療所は最大で1330点となるのに対して、200床以上のベッドを有する病院は386点で、その差は実に3・4倍にもなる(表)。これは2002年10月から、糖尿病・高血圧・高脂血症については、新たに「生活習慣病指導管理料」の算定が診療所と200床以下の病院に適応が認められた結果、生じた事態とも言えるが、同じ疾患を診察して同一検

査・説明をしても、外来の診療費は、合計6種類もの診療報酬が存在することになるという複雑さだ。

「昨年4月の診療報酬改定では、診療所と病院の外来報酬の差を減らす目的で、大病院の再診料がアップされました。逆に検査や処置の包括が増えたため、病院の再診全体では報酬が減り、むしろ格差が広がっていると思います」

加えて吉岡理事長が指摘するのが、大病院の「外来分離」の横行だ。低い外来の診療報酬点数から脱却するために、多くの大病院が隣接地にクリニックを併設するようになった。「『モラルハザード』として問題視されていますが、病院経営のバランスシート上からは、むしろ健全と評価できる行為で

あります。私は格差是正といつても、何も診療所の報酬を減らし、病院の報酬を上げるという小手先論を言ってはおりません。大変に難しいことは承知していますが、国には

拔本的で、現場感覚に立脚したわりやすく、公正な診療報酬体系にしてほしいと切望します」